

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る大口町事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(用地取得計画)

第2条 法に基づく土地の買取りを希望する法第2条第2号に規定する地方公共団体等(以下「地方公共団体等」という。)は、年度当初に用地取得計画を作成し、町長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、法第9条第1項各号に規定する事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供するため法第6条第1項の手続による買取りを希望する土地の面積、区域(区域が不確定な場合は、所在地域)、用途、当該事業の施行者(施行者が未定の場合は施行予定者)、施行年度及びその他参考となるべき事項を記載したものとする。

3 第1項の用地取得計画において、買取りを希望する土地の区域を明らかにした縮尺2,500分の1程度の図面を添付するものとする。

4 地方公共団体等が第1項の用地取得計画を変更するときは、遅滞なく町長に提出するものとする。

(届出又は申出)

第3条 公有地の拡大の推進に関する法律施行規則(昭和47年建設省令・自治省令第1号。以下「規則」という。)第1条第2項に規定する土地有償譲渡届出書及び規則第5条第1項に規定する土地買取希望申出書(以下「届出書等」という。)は、土地所有者から提出させるものとする。

(届出書等に添付すべき書類)

第4条 届出書等には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 法第4条第1項の届出又は法第5条第1項の申出(以下「届出等」という。)に係る土地の位置及びその付近を明らかにした縮尺2,500分の1程度の図

面

(2) 届出等に係る土地の位置及び形状を明らかにした縮尺500分の1程度の図面又は公図の写し

(3) 土地の面積が実測による場合は、その実測の方法を示した図面
(届出書等の受理)

第5条 町長は、届出書等を適正と認めたときはこれを受理するものとする。ただし、届出等が国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項又は第27条の7第1項の規定による届出である場合には、国土法の手続によって行うものとする。

2 前項の受理をしたときには、届出書等に受理印を押し、文書処理台帳（様式第1）に記入するとともに、届出等をした者から受理書（様式第2）の請求があったときは速やかに交付するものとする。

（買取り希望の照会）

第6条 町長は、届出書等を受理したときは、地方公共団体等に土地買取り希望照会書（様式第3）にて直ちにその内容を照会するものとする。

2 前項の照会は、用地取得計画に照らし届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等には、することを要しないものとする。

（買取り希望の有無についての回答）

第7条 地方公共団体等は、前条の照会を受けたときは、速やかに当該届出等に係る土地の買取り希望の有無を町長に回答するものとする。

（買取り協議を行う地方公共団体等の決定等）

第8条 町長は、第6条の照会に基づき地方公共団体等から土地買取り希望の回答があったときは、当該土地の用地取得計画等を勘案し、法第6条第1項の買取りの協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等をした者及び当該地方公共団体等に当該届出等があった日から起算して3週間以内に通知書（様式第4の1及び様式第4の2）にて通知するものとする。

2 町長は、第6条の照会に基づき地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを

希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知書（様式第5の1又は様式第5の2）にて通知するものとする。

（届出書等の保管）

第9条 町長は、届出書等を法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管するものとする。

（買取り協議）

第10条 第8条第1項の通知を受けた地方公共団体等は、速やかに当該届出等をした者と当該土地の買取りについて協議するものとする。

（買取り協議結果の報告）

第11条 地方公共団体等は、前条の協議が成立したとき、又は成立しないことが明らかになったときは、15日以内に町長にその旨を土地の買取り協議報告書（様式第6）にて報告するものとする。

（先買いに係る土地の管理）

第12条 地方公共団体等は、法第6条第1項の手続きにより届出等に係る土地を買い取ったときは、用地台帳（様式第7）を作成し、法第9条第2項に規定するところにより当該土地を管理するものとする。

（違反）

第13条 町長は、法第4条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、別に定める公有地の拡大の推進に関する法律の届出義務等違反に係る大口町事務処理要領によりその手続を行うものとする。

（事務処理状況の報告）

第14条 町長は、各年度の事務処理状況を翌年度の4月末日までに愛知県に報告するものとする。

附 則（平成17年大口町訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

受 理 書

様

大口町長



年 月 日付けで提出のありました公有地の拡大の推進に関する法
律 {第4条第1項
第5条第1項}の規定に基づく {届出書
申出書}は、下記のとおり受理しました。

記

- 1 受理年月日 年 月 日
- 2 受理番号 第 号
- 3 届出(申出)に係る土地の所在及び地番

第 号
年 月 日

土地の買取り希望照会書

様

大口町長

印

公有地の拡大の推進に関する法律第2章の規定に基づく土地の買取り
希望について（照会）

{ 公有地の拡大の推進に関する法律 } { 第4条第1項
第5条第1項
国土利用計画法 } { 第27条の4第1項(第27条の7第1項) }

の規定に基づき別添のとおり { 届出 }
{ 申出 } がありました。

については、下記により平成 年 月 日までにご回答ください。

なお、標記期日までに回答のない場合は、買取り希望の意思のないものとして取り扱います。

記

- 1 買取り希望の有無
- 2 買取りを希望する地方公共団体等
- 3 買取りの目的

第 号
年 月 日

通 知 書

様

大口町長



平成 年 月 日付けで { 公有地の拡大の推進に関する法律 }
{ 国土利用計画法 }

{ 第4条第1項
第5条第1項
第27条の4第1項（第7条の7第1項） } の規定に基づき { 届出 }
{ 申出 } がありま

した下記の土地については、公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の規定
に基づき下記の者が買取りの協議を行うことを通知します。

記

- 1 受理番号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在及び地番
- 3 買取りの協議をする地方公共団体等
- 4 買取りの目的

第 号
年 月 日

通 知 書

様

大口町長

印

平成 年 月 日付けで公有地の拡大の推進に関する法律 { 第4条第1項 }
{ 第5条第1項 }

の規定に基づき { 届出 }
{ 申出 } がありました下記の土地については、土地の買取りを希望

する地方公共団体等がないので、同法第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 受理番号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在及び地番

第 号
年 月 日

通 知 書

様

大口町長



国土利用計画法第27条の4第1項（第27条の7第1項）の規定に基づき届出がありました下記の土地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第3項の規定により同条第1項の規定による届出の対象土地とされました。ついては、届出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので、公有地の拡大の推進に関する法律第6条第3項の規定に基づき通知します。

なお、国土利用計画法に基づく届出内容については、現在審査中であり、その結果については後日通知します。

記

- 1 受理番号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在及び地番

第 号
年 月 日

土地の買取り協議報告書

大口町長 様

地方公共団体等
住 所
代表者名



平成 年 月 日付け企第 号により {届出
申出} のあった土地の買取り協

議について下記のとおり報告します。

記

- 1 買取りの協議が成立しました。

契 約 年 月 日 年 月 日
契 約 者 住 所 氏 名
買 取 り 価 額

土 地	建築物その他の工作物	合 計
m ²	m ²	m ²
円	円	円

- 2 買取り協議が成立しませんでした。

協議不成立が明らかになった年月日 年 月 日
協議不成立の理由

- 3 法第6条の買取り協議通知年月日 年 月 日

(記入上の注意)

該当番号に○印をつけ、該当事項を記入してください。
協議不成立の理由は具体的に記入してください。

様式第7(第12条関係)

用地台帳

所在	地番	地積 (㎡)	地目	買取り目的	買取りの年月日	土地の買取り価格	建物、その他の 工作物の補償費	譲渡人の氏名及び住所	備考

注：備考欄に法第4条第1項の届出に係るもの（国土法の届出に係るものを除く。）、国土法の届出に係るもの、法第5条第1項の申し出に係るものの別を記載すること。